十一　卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること（農業協同組合等検査に関することを除く。）。

十二　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（農業協同組合等検査に関することを除く。）。

第百九十三条を第百九十一条とする。

第百九十三条の二第三号を削り、同条第四号中「農業協同組合検査」を「農業協同組合等検査」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「こと」の下に「（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号中「農業協同組合検査」を「農業協同組合等検査」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条を第百九十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経営政策調整官の職務）

第百九十三条　経営政策調整官は、経営・事業支援部の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第百九十三条の三を削る。

第百九十四条から第百九十六条までを次のように改める。

第百九十四条から第百九十六条まで　削除

第百九十八条の二を削る。

第二百一条第一号中「こと」の下に、「（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を加える。

第二百五条の見出しを「（農政調整官及び土地改良指導官）」に改め、同条第一項中「、土地改良区検査官二人及び農地集団化指導官一人」を「及び土地改良指導官一人」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「農地集団化指導官」を「土地改良指導官」に改め、「における」の下に「土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の業務及び会計に関する事務（農業協同組合等検査に関することを除く。）」を加え、同項を同条第三項とする。

第二百十八条の次に次の一条を加える。

（農地・水保全管理室）

第二百十八条の二　農地整備課に、農地・水保全管理室を置く。

2　農地・水保全管理室は、地方農政局の管轄区域内における農地その他の農業資源の保全を図るための活動に対する支援に関する事務をつかさどる。

第二百二十二条第一項中「統計調整課」を「調整課」に改める。

第二百二十三条の見出し及び同条中「統計調整課」を「調整課」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること（統計企画課の所掌に属するものを除く。）。

第二百二十四条第三号を次のように改める。

三　地方農政局長の指定する区域における農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

第二百二十四条に次の一号を加える。

四　地方農政局長の指定する区域における農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第二百三十一条の見出しを「（農政調整官及び情報調整官）」に改め、同条第一項中「統計調整課」を「調整課」に改め、「農政調整官」の下に「及び情報調整官それぞれ」を加え、同条第二項中「統計調整課」を「調整課」に改め、同条に次の一項を加える。

3　情報調整官は、地方農政局の情報システムの整備及び管理並びに調整課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百三十二条の見出しを「（地域統計室及び統計指導官）」に改め、同条第一項中「統計企画課に、」の下に「地域統計室及び」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地域統計室は、地方農政局長の指定する区域における次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第二百三十三条を次のように改める。

（支所）

第二百三十三条　次の表の上欄に掲げる地方農政局に、支所を置き、その名称及び位置は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

地方農政局	名称	位置
関東農政局	熊谷支所	熊谷市
北陸農政局	七尾支所	七尾市
中国四国農政局	津山支所	津山市

2　支所は、地方農政局長の指定する区域における第二百三十五条各号に掲げる事務をつかさどる。

第一章第三節第一款第二目の目名を次のように改める。

第二目　地方農政局の地域センター

第二百三十四条を次のように改める。

（地方農政局の地域センターの名称、位置及び管轄区域）

第二百三十四条　地方農政局の地域センターの名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

2　農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由が生じた場合において、地方農政局の地域センターの所掌事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、地方農政局の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。

第二百三十六条を削る。

第二百三十五条第一項中「地方農政事務所」を「地方農政局の地域センター」に改め、同条第二項中「所長」を「地方農政局の地域センターの長」に、「地方農政事務所」を「地方農政局の地域センター」に改め、同条を第二百三十六条とする。

第二百三十四条の次に次の一条を加える。

（地方農政局の地域センターの所掌事務）

第二百三十五条　地方農政局の地域センターは、地方農政局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　地域における農林水産省の所掌事務に係る総合的な情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

三　日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

四　農畜産物（蚕糸を含む。）、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関する助言に関すること。

六　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

七　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

八　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務に関すること。